

行橋市告示第70号

行橋市一般廃棄物の持ち去り行為禁止に係る指導等実施要綱を次のように定める。

令和8年6月19日

行橋市長 工 藤 政 春



行橋市一般廃棄物の持ち去り行為禁止に係る指導等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行橋市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例（平成11年行橋市条例第2号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に違反する行為（以下「持ち去り行為」という。）を行う者に対して市長が行う指導及び警告並びに同条第2項に基づく命令について行橋市行政手続条例（平成9年行橋市条例第1号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(持ち去り行為が禁止される一般廃棄物)

第2条 持ち去り行為が禁止される一般廃棄物は、条例で定めるごみを収集する場所（以下「ごみステーション」という。）に排出された一般廃棄物のうち、缶、びん、缶・びん以外の不燃物、不燃性粗大ごみ、ペットボトル、新聞、雑誌、ダンボール、布類、蛍光管、乾電池、プラスチック製容器包装及び可燃性粗大ごみとする。

(手続)

第3条 市長は、持ち去り行為を行った者に対し、次条に定める指導を行うものとする。

2 市長は、前項の指導に従わず、再び持ち去り行為を行った者に対し、第5条に定める警告を行うものとする。

3 市長は、前項の警告に従わず、更に再び持ち去り行為を行った者に対し、条例第15条第2項に規定する命令を行うものとする。

(指導)

第4条 指導は、次に掲げる事項を口頭により相手方に告げることによって行う。

(1) 持ち去り行為の中止

(2) 一般廃棄物のごみステーションへの返還

(3) その他持ち去り行為を防止するため必要と認められる事項

2 市長は、前項の指導を行う場合は、相手方の住所及び氏名を確認するものとする。

3 前項の規定による確認の方法は、相手方の住所及び氏名を確認できるものの提示を求めることにより行うものとする。ただし、相手方がこれを拒否した場合は、この限りでない。

4 市長は、前2項の確認に関して必要があるときは、官公署又は関係機関に対し、参考となるべき資料の閲覧又は提供その他必要な協力を求めるものとする。

5 市長は、第1項の指導を行ったときは、一般廃棄物持ち去り行為指導記録票（第1号様式。以下「記録票」という。）に記録するものとする。

（警告）

第5条 持ち去り行為禁止の警告は、警告書（第2号様式）を相手方に交付することによって行う。

2 市長は、前項の警告を行ったときは、必要事項を記録票に記録するものとする。

（命令）

第6条 持ち去り行為禁止の命令は、命令書（第3号様式）を相手に交付することによって行う。

附 則

この告示は、令和8年10月1日から施行する。

一般廃棄物持ち去り行為指導記録票

[illegible]

警 告 書

第 号

年 月 日

様

行橋市長

下記のとおり、あなたが行橋市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例第15条の規定に違反した事実を確認しました。

今後、あなたが同様の行為を行った場合には、同条第2項の規定により、所定のごみステーションに置かれた一般廃棄物を収集し、又は運搬する行為を行わないよう命じることがあります。

記

警告の原因となる事実等

1. 日 時	年 月 日 時 分頃
2. 場 所	行橋市
3. 違 反 行 為	缶、びん、 新聞、雑誌、 段ボール を上記場所から 収 集 運 搬 した。
4. 車 両 番 号 等	
5. 被警告者の特徴	

命 令 書

第 号

年 月 日

様

行橋市長

あなたは、下記のとおり行橋市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例第15条第1項の規定に違反したので、同条例第15条第2項の規定により、所定のごみステーションに置かれた一般廃棄物を収集し、又は運搬しないよう命じます。

なお、この命令に違反した場合は、同条例第26条の規定により、20万円以下の罰金に処されることがあります。

記

命令の原因となる事実等

1. 日 時	年 月 日 時 分頃
2. 場 所	行橋市
3. 違 反 行 為	缶、びん、 新聞、雑誌、 段ボール を上記場所から 収 集 運 搬 した。
4. 車 両 番 号 等	
5. 被命令者の特徴	

(教示)

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行橋市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この命令については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、行橋市を被告として(訴訟において行橋市を代表する者は、行橋市長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。